

平成24年11月定例会 経済委員会（事前）

平成24年11月20日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

有持委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時10分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の11月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第13号 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について
- 議案第14号 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 徳島県県産材利用促進条例の制定について

【報告事項】

- 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」改定の状況について（資料②③）
- 「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」骨子について（資料④⑤）
- ワカメの不適正表示事案等の発生について

吉田農林水産部長

それでは、お手元に御配付の経済委員会説明資料に基づきまして、農林水産部関係の案件につきまして御説明を申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、平成24年度補正予算案及び条例案3本でございます。

初めに、今回の11月補正予算につきましては、地震、津波災害を迎え撃つ、切れ目のない防災・減災対策を行うため、緊急的な津波対策等や地域経済、県民生活を支える公共事業の実施により、安全・安心対策及び経済・雇用対策を着実に推進する所要の予算措置を行うものでございます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算、一般会計の総括表でございます。

補正予算総額は、最下段の補正額欄に記載のとおり、総額7億7,638万5,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、336億4,340万1,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、補正はございません。

3 ページをごらんください。

課別主要事項でございますが、主なものにつきまして説明を申し上げます。

まず、農村振興課関係でございます。

上から4段目の（目）土地改良費につきましては、防災・減災対策を柱とした県単独公共事業の実施のため、1,484万2,000円の増額をお願いするものでございまして、農村振興課合計といたしましても、最下段の補正額の欄に記載のとおり、1,484万2,000円の増額をお願いいたしております。

4 ページをお開きください。

農業基盤課関係でございます。

上から3段目の（目）土地改良費につきましては、摘要欄②県単独土地改良事業費におきまして陸閘の整備や、③経営体育成基盤整備事業費におきまして農業用排水路の整備など、1億5,691万5,000円の増額をお願いいたしております。上から4段目の（目）農地防災事業費につきましては、摘要欄①耕地地すべり防止事業費などにおきまして農地の保全や災害の未然防止に要する経費など、1億110万円の増額をお願いいたしております。

農業基盤課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、2億5,801万5,000円の増額をお願いいたしております。

5 ページでございます。

水産課関係でございます。

上から7段目の（目）漁港建設費につきましては、摘要欄①水産物供給基盤機能保全事業費におきまして、防波堤の保全対策に要する経費といたしまして3,448万円、②漁港海岸保全施設整備事業費におきましては、海岸施設の耐震点検に要する経費といたしまして3,200万円、③県単独漁港漁場整備事業費におきまして、津波に対する漁港施設、あるいは海岸施設の機能評価に要する経費など550万円の増額をお願いいたしております。

水産課合計といたしましては、最下段の補正額欄に記載のとおり、7,198万円の増額をお願いいたしております。

6 ページをお開きください。

森林整備課関係であります。

上から3段目の（目）林道費につきましては、摘要欄①森林基盤整備事業費におきまして、災害時に迂回路となる林道の舗装に要する経費など、3,188万5,000円の増額をお願いいたしております。上から4段目の（目）治山費につきましては、摘要欄①治山事業費におきまして、山地災害の復旧と未然防止対策に要する経費2億9,580万円を初め、②林野地すべり防止事業費6,600万円など、合わせまして3億9,966万3,000円の増額をお願いするものであります。

森林整備課合計といたしましては、最下段の補正額の欄に記載のとおり、4億3,154万8,000円の増額をお願いいたしております。

7 ページをごらんください。

その他の議案等でございますが、まず（1）条例案についてでございます。

アの徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由につきましては、養ほう振興法の一部改正にあわせて、法において平仮名で表記されておりました「はち」、「ほう」、「みつ」について、新たに常用漢字表記に改められたことに伴い、条例で引用しております法の題名などを漢字表記に改めるものであります。

イの徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

徳島県立農林水産総合技術支援センターの充実強化を図るための再編に伴い、同センターの位置等につきまして、所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては、平成25年4月1日を予定しておりますが、その一部の規定につきましては、同年2月1日からの施行をお願いいたしております。

8ページをごらんください。

ウの徳島県産材利用促進条例についてでございます。

この条例は、9月の付託委員会におきまして御議論をいただきました、県産材利用促進条例のあり方をもとに作成したものでございます。

制定の理由でございますが、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等の役割を明らかにしますとともに、県の実施する施策の基本となる事項を定めることによりまして、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展、中山間地域の活性化を初めとする本県経済の振興及び森林の有する多面的機能の向上を図り、現在及び将来の県民の豊かな自然に囲まれたゆとりのある生活の実現に寄与するため、制定するものでございます。

条例の概要でございますが、一の総則につきましては、条例の目的や基本理念等について定めることとしております。

二の県産材の利用の促進に関する指針では、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産材の利用に関する指針について定めることといたしております。

三の県産材の利用の促進に関する施策では、1において、県産材の利用の促進及び県産材の供給の安定を図るための必要な措置、2及び3につきましては、県施設における木造化、4において、木材の流通等の把握と情報の提供、5以降におきましては、県産木材利用に関します普及や啓発などについて定めることといたしております。

四の雑則につきましては、顕彰制度や財政上の措置などにつきまして定めることとしております。

施行の期日でございますが、条例の周知期間を考慮いたしまして、平成25年4月1日といたしております。

提出予定案件については、以上でございます。

この際、3点御報告させていただきます。

まず1点目は、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」改定の状況についてでございます。

お手元に御配付いたしております、資料1をごらんください。

9月の事前委員会に基本計画改定の方向性をお示ししておりましたが、今回、その改定

素案を作成いたしましたので、その概要を説明いたします。

1の改定の概要でございますが、本計画は、長期ビジョン編、行動計画編から構成されております。

長期ビジョン編につきましては、目標年度を2025年としておりますが、特に取り組みを強化することといたしております販売戦略や担い手育成、6次産業化、自然災害対策について、必要な修正を行いますとともに、行動計画の改定に伴う整合性を図ったところであります。

行動計画編につきましては、新計画では各主要事業を現状と課題、目指すべき方向性、行動目標の3段階に整理いたしました。

次に、行動目標につきましては、目標項目の見直しや項目の追加を行い、240項目の具体的な数値を示した行動目標を設定しているところでございます。

2の行動計画における施策につきましては、Ⅰの競争力ある力強い農業の実現、Ⅱの次世代林業の展開、Ⅲの活力ある水産業の再生と、農・林・水の3つの分野ごとに、わかりやすく柱立ていたしますとともに、各分野に共通するテーマといたしまして、Ⅳの新成長ビジネスの展開、Ⅴの次代へつなぐ農山漁村の創造、Ⅵの災害に強い農林水産業の確立を加えました6本柱に再構築し、これからの道筋をお示しすることといたしております。

なお、野菜の作付面積拡大、県産材の生産量、漁業生産額など、各施策ごとに行動目標を例示させていただいております。

3の今後のスケジュールについてであります。本11月議会におきまして、委員各位の御意見をちょうだいいたしますとともに、現在、実施いたしておりますパブリックコメントにより、広く県民の皆様方から意見をいただくことといたしております。

最終案につきましては、2月議会におきまして、お示しさせていただきたいと考えております。

資料2が基本計画（素案）の本体となっておりますので、御高覧いただきたいと思います。

以上が、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」改定の状況についてであります。

次に、第2点目は、「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」骨子についてであります。

資料3をごらんください。

6月の付託委員会では、農林水産物海外輸出戦略会議の設置や戦略の視点につきまして御報告いたしておりましたが、今回、戦略会議で御議論をいただきまして、戦略案骨子を作成いたしましたので、その概要を御報告いたします。

1の戦略策定の趣旨につきましては、効果的に海外での販路開拓と県産ブランドの知名度の向上を図り、生産量や販売額の増加による生産者の経営の安定化や産地の活性化を進め、若い生産者が自信と意欲を持って従事できる農林水産業の実現を目指すために策定するものであります。

2の戦略内容の（1）対象品目につきましては、農林水産物と6次産業化等により商品開発いたしました加工品とし、（2）期間につきましては、平成28年度までといたしてお

ります。

（3）戦略項目は、4つの項目で構成し、戦略1は、集中して効率的な販路開拓を行うための輸出国・地域、輸出品目の重点化を図る戦略であります。

対象国・地域につきましては、速やかに重点的な販路開拓を行う「重点輸出国・地域」、市場調査とあわせ販路開拓の取り組みを進める「新規輸出開拓国・地域」、市場調査を進め、市場開拓の可能性を探る「輸出チャレンジ国・地域」に分けて取り組むことといたしており、対象国は、資料記載のとおりでございます。品目につきましては、展示会の機会等を活用し、速やかに重点的な販路開拓を行う「重点輸出品目」、参入可能性を調査し、市場開拓にトライする「トライアル品目」に分け、国・地域ごとに選定して取り組むことといたしております。

戦略2は、輸出対象国・地域におきまして、輸出品目、輸出量の拡大を進める戦略であります。

生産者の相談や取り組みを支援するためのマーケティングサポート体制の整備や、海外での展示会や商談会等のプロモーションの取り組みを進めてまいります。

戦略3は、輸出の継続化を図るための輸出型産地形成を進める戦略であります。

輸出に意欲のある生産者の育成、海外で受け入れられる安全・安心なすぐれた商品の開発や相手方の要望に対応できる量の確保、衛生基準への対応などの取り組みを進めてまいります。

戦略4は、効率的な輸出を進めるための産地間連携の推進・強化を図る戦略であります。

他府県の産地との情報交換や供給量確保のための連携した産品の集約、販売促進活動の取り組みを進めてまいります。

（4）の目標につきましては、平成28年度には、輸出国・地域を10カ所に、輸出品目数は15品目に、輸出額は1億円に、それぞれ増加させる目標といたしております。

以上が戦略案の骨子でございますが、この11月議会におきまして、委員各位の御意見をちょうだいいたしますとともに、今後、農林水産物海外輸出戦略会議で御意見をいただき、12月中を目途にこの戦略の策定を行うことといたしております。

なお、資料4が戦略案骨子本体となっておりますので、御高覧いただきますようお願いいたします。

3点目は、ワカメの不適正表示事案等の発生についてでございます。

これにつきましては資料は用意しておりませんが、さきに商工労働部からも御報告があったと存じておりますが、平成24年11月9日に、危機管理部がJAS法等の規定に基づき、徳島市と鳴門市に所在する2つの事業者に対し、それぞれ指示、指導を行ったところであります。

これを受けまして、農林水産部といたしましては、即日、生産者である漁業者からの相談窓口を開設いたしました。

東日本大震災の発生を受け、生産者とともに県産ワカメの増産や販路拡大を行っているところ、このような流通加工業者による不適正表示事案等の発生は、鳴門わかめを初め県産ワカメのブランドイメージを大きく損なうことであり、まことに残念であります。

農林水産部といたしましては、関係部局へ流通加工業者に対する検査の強化や指導の徹底を要請するとともに、今回の事案がワカメ生産漁業者の皆様の生産意欲や所得の低下につながることはないよう、さらなるブランド力の向上を図り、増産や販路の拡大につぎまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

有持委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

ちょっとワカメより先に県産材のほうをやらせていただきます。

県産材利用促進条例というのが今回出たわけですが、この中で、県が行う建築物の整備に当たっては、原則として木造とするんだと。それからまた、みずから整備する建築物等において、県産材及び県産材を利用した製品の利用に努めるものとする。

これ非常にいいことを書いてくれていると思うんですけども、この整備に当たって、原則として木造とできる建物がどういうものなのか。それと、県産材を利用するにしても、例えば県立学校を建てるとします。県立学校を建てました。次に、中の家具、机とか、そういうものも県産材でつくりましょうというような方向になっていくのかどうか。そういう点とちゃんと予算が伴うのかどうか、その点をお聞きしておきたいと思います。

梶本次世代プロジェクト推進室長

達田委員からは、県産材利用促進条例の県が整備する公共建築物における木材の利用についての御質問をいただいております。

県産材利用促進条例におきましては、まず県が率先垂範して県産材を利用することにより民間にも普及をさせていこうということで、取り組むことを決めておるわけでございます。県といたしましては、利用指針というものを定めるところによりとなっておりますけれども、木造とすることが適当でないものもあるわけなんです。建築基準法上によって木造にできないものもあります。それから困難であると認められるものもありますので、それ以外のものについては、原則として木造とすることを条例にうたうということでございます。

県産材の利用に当たって、利用指針をどのように定めるかということで、現在、国の公共建築物等木材利用促進法に基づく利用指針というものを定めておるわけなんですけれども、これをまた改めて、条例に基づく指針として今後規定していくわけなんですけれども、基本的な考えといたしましては、「耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造物とすることが求められていない低層建築物（延べ面積が3,000㎡以下）の木造化を原則とする」とい

うことで、とくしま木材利用指針にも現在定めております。基本的には、これを続けていくという形にはなりません。

それで、高さが13メートル、それから軒高が9メートル以下というのは、いわゆる建築基準法において木造が可能となっておりますので、そういったものについては、木造化を図っていくと、原則としてやっていくと。どうしても、例えば災害時の活動拠点であったり、あるいは治安上の理由等で、木造化がなじまないものでありますとか、危険物貯蔵施設や文化財の収蔵展示施設など、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまないものもございますので、そういった木造化を図ることが困難であると判断されるものは除きますけども、基本的には利用指針に定めるように、高さが13メートル、軒高が9メートル以下で、先ほど言いましたように3,000平方メートル以下の低層建築物で、耐火建築物とすること等が求められていないものについては、木造が可能なので木造化としていくということになります。

それで、どういったものかというお話がありましたけども、先ほど学校の話が出たと思えますが、それが例えば3,000平方メートル以下で、高さが13メートル以下とかであれば、それは可能となってまいりますので、そういうことも可能かと思えます。それから、必ずしも構造物、柱、梁、桁が木造でなくても、内装を木質化するということも可能ですので、できるだけ内装を木質化していくというふうにできればと考えております。例えば屋内運動場、いわゆる体育館といわれておるもの、そういったものも可能かなというふうにも考えておりますので、そういったことも今後普及できればいいかなと。現実に富岡東高等学校羽ノ浦校の体育館は木造でできておりますし、海部高校の体育館も木造という形でできておりますので、できるだけ木を使っていたらいいというふうにできればと思っております。

それから、実効性の話になると思うんですけども、過去におきましては、戦略的調整会議ということで、庁内の部局横断的な組織がございまして、その中で、危機管理部から警察本部まで、それぞれの担当者に集まっていただいて、県における県産材利用を全庁的に推進するための部局横断組織がございました。今後も政策創造会議・木材利用推進部会というのが現在設置されておりますので、その中で、条例の周知徹底を図っていきながら、県の公共建築物での木材利用を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

達田委員

公共建築物に木材をどんどん利用していただきたいというのは、県民の思いと一致すると思うんです。それで今お聞きしたのは、財政の裏づけがちゃんとあって、そういうのがどんどんどんどん進めていけるのかという意味で、もう一回ちょっとその点をお伺いしたいと思えます。

梶本次世代プロジェクト推進室長

木造公共建築物を広げていくためには、当然財政上の措置等も必要となるわけでございますけれども、国の予算も当然あることではございますが、できるだけそういった資金を

活用できるように考えていきたいと思ひますし、例えばこの条例の中で、委員会説明資料の中にもちょっと書いてございますけども、財政上の措置という形で規定をさせていただくように考えておりました、県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするということで規定をしておるといふことでございますので、御理解願えればと思ひます。

達田委員

ぜひ必要な措置を講じていただいて、どんどんと取り入れていただきたいと思ひます。特に学校施設ですね。いつも言ってるんですけども、子供たちが過ごす場所、そういうところに木のぬくもりのある家具とか机とか、そういうものをぜひ取り入れていただきたいと思ひます。

それで、県は、木材産業事業者、学校等と連携し、県産材を利用した製品に児童等の発想を活用することができるよう努めるものとしたといふふうに書いてございます。児童等の発想を活用することができるよう努めるものとしたといふのは、具体的にどういふことなんでしょうか。

梶本次世代プロジェクト推進室長

今のお話は第17条の件になろうかと思ひんですが、県は、木材産業事業者、学校等と連携し、県産材を利用した製品に児童、生徒、学生等の発想を活用することができるよう努めるものとする、そのことについてのお尋ねかと思ひます。

社会人に今後なっていくであろう次の世代が木材を利用したいと思ひ心を培うために、県産材について学ぶ機会を創出したり、生徒等の新しいアイデアが実際に活用されるような取り組みをしていきたいといふふうに考えておりました、例えば、平成21年度より徳島科学技術高校を対象に、木製品のデザインや作品を募集する環境貢献ビジネスモデル事業というのを実施しております。本年度は、木製のベンチが実用化されまして、この10月にありました山と木と緑のフェアにおいて、その作品を展示いたしまして、表彰したんですけども、それを幼稚園のほうにもプレゼントさせていただいたといふことで、いろいろ学生、生徒に木に親しんでいただくといふこととあわせて、そういった県産材を利用した新たな製品といふものを御提案いただくといふような、そんな取り組みをしていきたいといふことでございます。

達田委員

この件に関して、ぜひどんどん進めていただきたいといふのと、それと市町村の公共施設なんかにもどんどんと取り入れていただきたいと思ひます。

もう20年ぐらい前になるかと思ひますけれども、和歌山県で、公共施設ですね。体育館ですとか、いろんな建物のデザインや、また機能とか、いろんな面を勘案して、優秀な建物に対して表彰するといふようなことをやっておられたと思ひます。私も龍神村とかを見せていただいて、当時は村庁舎でしたけども、村庁舎とか学校の体育館とか、当時から

県産材を使って、そちらでは龍神杉とおっしゃっていましたが、その建物を見せていただいて、非常に立派なデザインで、そしてまた機能性も考えられた建物がつくられておりました。その正面に県が表彰した建築物というふうな看板が掲げられていたんですけども、やっぱり何かそういうふうな工夫をして、どんどんと自治体で独自に県の木材製品、また木材の建築物、そういうものが取り入れられていくようにぜひしていただきたい。そして、県産木材がどんどんと消費できるように道を切り開いていただきたいと思いますので、そういうお願いをしておきたいと思います。

それから、先ほど御説明をいただきましたワカメの件なんですけど、先ほど商工のほうでもお尋ねをしたんですけども、非常に立派な技術が確立されておりながら、次々とワカメの偽装が起こるということで、不思議でならないということなんですけども、逆に言う方もいるんです。三陸産を鳴門産っていうんだったらわかるんやけど、鳴門産をどうして三陸産にしたんだろうかやという質問がありまして、ちょっと私もそこはわかりませんので、その経過ですね。どうしてそういうふうになっていったのか教えていただけたらと思います。

大西水産課長

今回の産地偽装について、なぜ今回は鳴門産を三陸産というふうに偽装したかという御質問でしたけども、これは申しわけありません。私どももどうしてなのかという情報を全く得ておりませんので、ちょっとお答えはできません。

（「わからんのやね」と言う者あり）

はい。

達田委員

起きてしまったことですので、いろいろとお聞きしても、済んでしまったことをあれこれとなりますけれども、今まで二度と起きないように二度と起きないようにということで、ずっとやってまいりましたでしょ。やっぱりここ一番、新たなシステムで、偽装が起きないようにシステムを確立するということが求められているんじゃないかと思うんです。起きてしまって、これ怪しいん違うかやいうのを調べる技術は確立しましたけれども、起きないように方策を立てないといけないと思うんです。その点、お考えいただく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

大西水産課長

産地偽装の再発の防止について、その方法について考えるべきじゃないかという御質問ですけども、先ほど部長のほうからも御報告させていただきましたけども、生産者が鳴門わかめを製品として加工流通業者に販売します。そのときは当然のことながら、鳴門のワカメ、徳島産のワカメですけども、これが流通経路を経まして、最終的に消費者のところへ行く間に一部の悪質な業者によって産地偽装が行われるという流れの中では、漁業者サイド、生産者サイドが、この流通過程の中で規制していくというのは、実質的には非常

に難しい問題だと思えます。

商工労働部が関係の加工流通業者に対して、鳴門わかめのブランドの回復とか、あるいは再発防止に関して指導あるいは支援をしているというふうに聞いておりますけれども、漁業関係、つまり生産者のサイドとしましても、鳴門わかめのブランド化、増産、販路拡大に取り組んでいくということで頑張っていきたいというふうに考えております。

もう一つ、この問題が発覚しました後に、徳島県食の安全・安心企画員室会議が直ちに開かれております。その中で、農林水産部としましては、関係部局、具体的には危機管理部、それから商工労働部になりますけれども、流通加工業者に対する検査の強化とか、指導の徹底というのを強く要請しております。

達田委員

鳴門わかめっていいますと、やっぱり徳島の特産物ってということで、全国でも知られている生産物なんです。それがたびたび偽装されるということになりますと、徳島の顔を汚されているというような、県民にとっては、そういうイメージです。非常に恥ずかしいと、そういう声もお聞きいたします。

ですから、先ほど商工労働部のほうでも申し上げたんですが、どこでとれたものかちゃんとわかるという技術が確立しているにもかかわらず、次々とそういうことが起きると。だから、出す前にそういうものが出回らないようなシステムを確立していく必要があるんじゃないかと。例えば牛肉なんかはちゃんとわかります。消費者はぱっと見て、鳴門産なのか三陸産なのか、どこでとれたものなのか全然そんなことはわかりません。ラベルを見て、信用して買うしかないわけなんです。ですから、出す前に技術を駆使して、そういうことが起きないように、そしてまた、起きてしまったときの対応が、また次も起きてしまうような抜け道になっているんじゃないかと思うんです。ですから、そういうことが起きないように、全体的なシステムをぜひ確立していただきたいと思うわけですが、その点でいかがでしょうか。

安芸ブランド戦略総局長

ただいまワカメの産地偽装についての御質問をちょうだいしておるところでございますが、私ども農林水産部としても、再三にわたりこういった事案が起こるということは大変困惑しておるところでございます、特に生産者の思いからいたしますと、大変お怒りの言葉も私どもにちょうだいしているところでございます。

そういったことから、実は平成19年以降、再三にわたり、この発覚があるわけございまして、生産者サイドとしてできることというふうな取り組みとして、まずは原料、原産地の証明を生産者サイドから発行していると。販売する際には、その証明書をもって、確かに鳴門産、鳴門わかめだということの証明をしておるところでございます。

私どもも生産者の皆様とともに、生産者としてできることは精いっぱいやっているというふうな状況でございます。生産者の皆様とも、今後とも相談しながらそういった取り組みもより一層強化していくとともに、まずは鳴門わかめの量が足りないというふうな状況

もありますので、増産、それから販売力の強化、これらに努めながら、今後こういった表示事案が起きないように、生産者サイドとしての立ち場の中で精いっぱいやりたいと。

もう一方で、取り締まりの件につきましては、これは危機管理部並びに商工労働部、ここらと十分連携をとりながら、そういったことが二度と起きないような対策に私どももともに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

達田委員

ぜひ取り組みに本腰を入れてやっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

最後に、これは質問ではないんですが、先日、仙台のほうで日本女性会議というのがございまして、私も行かせていただきました。徳島の特産品のすだちを参加者の皆さんにお配りするというのをやりまして、何千個もすだちをお配りして、非常に喜んでいただいたんです。中に、後でお礼を言いに来てくださる方がおりまして、先ほどはカボスをありがとうございましたと言われて、せっかく一生懸命配ったんですけども、まだまだすだちが普及していないのかなということで、ちょっとがっかりきたんです。

今、ちりめんとすだち、サンマとすだちっていうのはよく知られているんですけども、全国の特産品とすだちを合わせて、ホッケにすだちとか、いろいろと全国に有名なお魚がありますけれども、そういうものすべてに合うすだちですので、ここに書いていますよね、輸出をしましょうとか、あるいは県産品をどんどん広めていきましょうとか。基本計画がどんどん出ているんですけども、その中で、具体的に広まっていくような宣伝の仕方、PRの仕方をお願いしたいと思います。全国に広めていくということで、全国の特産品とすだちを合わせるということをぜひお願いしたいと思います。その点、いかがでしょうか。

隔山とくしまブランド課長

すだちと全国の特産品とのコラボというようなことで、非常にいいアイデアで、実はもう既に進めているような取り組みもございます。

先ほどのすだちとサンマにつきましては、目黒のさんま祭りでは宮古のサンマと一緒にコラボしております。あと、香川のうどんとすだちというふうな取り組みもやっておりまして、うどんのぶっかけにすだちを添えていただいているという取り組みもかなり進んでおります。あと、コラボというか、最近テレビのCMでございましたように、ある飲料メーカーとすだちということで、その飲み物にすだちを使うという、かなりいろんなところですだちの活用が進んでいるところでございます。

今、委員から御提言いただいたような内容につきまして、これから進めていきたいと考えておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

有持委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。
以上で、農林水産部関係の調査を終わります。
これをもって、経済委員会を閉会いたします。（11時50分）